

新型コロナウイルス感染症と法規

令和 2 年 9 月 11 日

八木 哲也

令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(厚生労働科学特別研究事業)

「新型コロナウイルス感染症に対する
院内及び施設内感染対策の確立に向けた研究」

概要 :

新型コロナウイルス感染症は、感染症法によって指定感染症に定められている。本稿では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけと特措法との関連について記載しています。

新型コロナウイルス感染症と指定感染症

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、2019 年 12 月中国湖北省武漢市において確認され、2020 年 1 月 30 日世界保健機関 (WHO) により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言され、3 月 11 日にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された。わが国では COVID-19 は、2020 年 1 月 16 日に国内初の感染者が報告されたが、同年 2 月 1 日より感染症法において指定感染症として定められた。(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 : 令和 2 年政令第 11 号、令和 2 年 1 月 28 日)

この政令によると、COVID-19 の疑似症患者及び無症状病原体保有者 (※) についても、COVID-19 の患者と見なして、この法律の規定を適用することになる。(第八条) したがって、医師が COVID-19 の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者を診断した場合、最寄りの保健所への届出が必要と記されている。

(第十二条)

(※) 無症状病原体保持者を患者と取り扱ったのは同年 2 月 13 日

また、COVID-19 蔓延防止のため、様々な措置が法律上も定められている。まず積極的疫学調査として保健所等が、患者その他関係者に質問又は必要な調査、さらには COVID-19 診断のための検査を行う事が出来る。(第十五条) さらに、感染症の拡大の防止と人権の尊重との調和を図りながら入院勧告・措置をとることができる。人権尊重の観点からは、入院のための適切な説明の努力義務、時

限的入院措置、入院延長に関する意見聴取、審査協議会の設置、退院請求への対応、最小限度の措置の原則、苦情の申し出制度などが規定されている。こうした配慮を行った上で、感染症の拡大の防止の必要性からまず入院が勧告され、感染症の患者が入院勧告に従わない場合は、強制的な入院措置をとることが可能となっている。この時の入院の要件は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 のまん延を防止するため必要があると認めるときであり、入院期間はまず 72 時間以内で、その後 10 日間延長可能で、必要に応じて延長できると定めている。(第十九条、第二十条)

のちに令和 2 年 3 月 26 日には同政令が一部改正され、表に示すように、新たに感染症蔓延防止のために、

- ・汚染された、または汚染された疑いのある生活用水の使用制限
 - ・汚染された、または汚染された疑いのある建物の時限的な立ち入り制限や封鎖
 - ・汚染された、または汚染された疑いのある交通の制限または遮断
- が可能となり、
- ・国による感染症の発生や実施する措置等に関する情報の公表
 - ・都道府県による感染防止のための協力要請(感染症に罹患していると疑うに足りる正当な理由のあるものに対し健康状態の報告、外出自粛等の要請)
 - ・都道府県による経過報告

が追加された。(表 1)

表 1

感染症法に基づく主な措置の概要(政令による準用の有無)

	指定感染症	一類感染症	二類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱 ベスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	政令 具体的に適用する規定は、 感染症毎に政令で規定	法律	法律	法律 発動は厚生労働大臣による公表
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める感染症のみ)	○
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	○
診断・死亡したときの医師による届出	○	○	○	○
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	—	○	○	○
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	—
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○
就業制限	○	○	○	○
入院の勧告・措置	○	○	○	○
検体の収去・採取等	○	○	○	○
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等、 死体の移動制限	○	○	○	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	△(※)
生活用水の使用制限	新たに適用	○	○	△(※)
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	新たに適用	○	—	△(※)
発生・実施する措置等の公表	新たに適用	—	—	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	新たに適用	—	—	○
都道府県による経過報告	新たに適用	—	—	○

入院治療、宿泊療養、自宅療養の考え方

実際には発生するすべての患者を入院させることは不可能で、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供を優先するために、軽症者については宿泊施設での療養または自宅療養を行うこととなっている。この点については令和2年4月2日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」が発出され、Q&A（その8）が8月7日に発出されている。また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第4版）」、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）」も発出されている。

入院勧告又は入院措置を実施した場合においては、入院した患者又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定機関において受ける診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護についての費用は公費負担の対象となる。

（第三十七条）

また一定の職種の従事者が COVID-19 患者、疑似症患者、無症候性保菌者になった場合、感染症の蔓延を来す可能性があるため、病原体を保有しなくなる機関又は症状が消失するまでの期間就業が制限される。具体的な職種や就業制限期間は厚生労働省令に定められている。（第十八条）

退院、宿泊施設からの退所基準についての変遷を図1に示す。

退院、退所基準の変遷

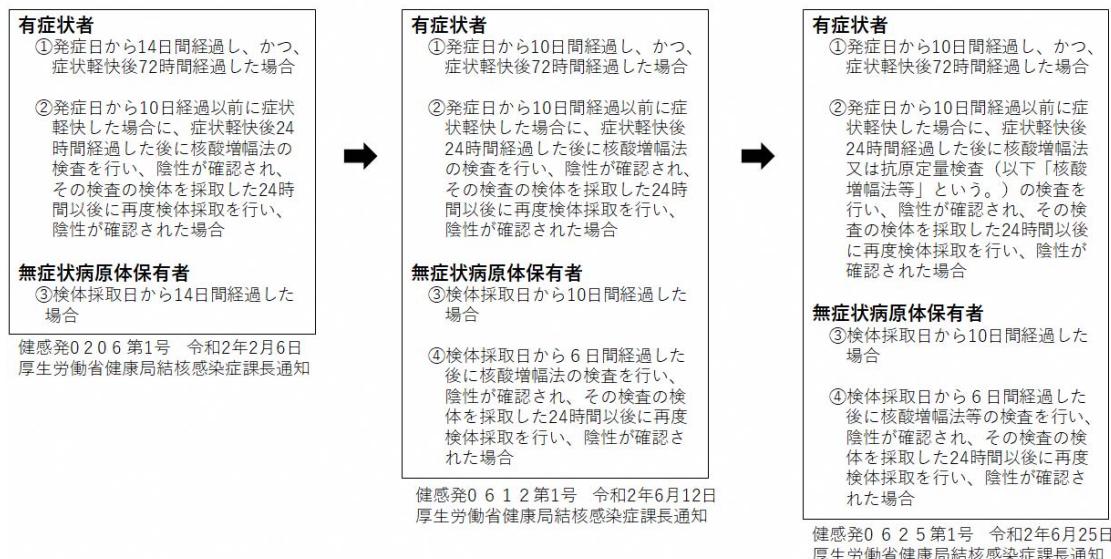


図 1

なお、就業制限については、退院の基準を満たす場合は就業制限の対象者ではなくなると規定している。

新型コロナウイルス感染症と特措法

COVID-19 は新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第 1 条の 2 第 1 項に規定されている。（令和 2 年 3 月 14 日施行）これにより、COVID-19 が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる場合に、緊急事態宣言が発せられ、都道府県知事が COVID-19 蔓延防止のため緊急事態措置を実施することができることになる。令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とした。4 月 16 日には緊急事態措置を実施すべき区域に 40 道府県を加え、さらに当初 5 月 6 日までとされていた期間を 5 月 31 日まで延長した。その後緊急事態措置を実施すべき区域を順次縮小し、5 月 25 日は緊急事態の終了を宣言している。

今回の緊急事態宣言下で都道府県知事が実際に実施した緊急事態措置は、
・催し物の開催制限等の協力要請、施設の使用制限等の協力要請、そのほかの感染防止に必要な協力要請（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の実践等）（第 24 条第 9 項）

- ・個人レベルの外出自粛の協力要請（第45条第1項）
 - ・施設の使用制限等の要請・支持及び公表（第45条第2項～第4項）
 - ・臨時の医療施設の開設（第48条第1項）
- などがあった。